回答書 甲州市観光パンフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領7(5)により回答いたします。 \_ 令和3年6月28日

	=1,1,35,5,1,1,1	**************************************	
No.	該当資料等	質問事項	回答
1	仕様書 1頁4行	【パンフレットの使用について】 パンフレットについて、使用を想定されている 場面(配布場所、イベント、電子データの掲載 媒体など)がございましたらご教示ください。	甲州市観光パンフレット(総合版)は、市の観光の魅力を総合的に掲載している観光パンフレットで既存の総合版パンフレットと同様の利用を想定しています。イベント会場や観光プロモーション場所での配布、観光案内所や、観光情報コーナー等への設置、また今回からは市観光協会のホームページにも掲載を予定しています。
2	仕様書 1頁14行	4. 業務内容等の(1)に「他の情報発信ツールとの連動性」とありますが、具体的に教えていただけまますか。	他の情報発信ツールとは、ホームページや SNSなどを想定しており、このパンフレットから連動して合理的、効率的に利用者が情報 発信ツールを活用しやすいパンフレットの企画提案を求めています。
3	仕様書 1頁24行	5. パンフレットの内容(1)「見たい、食べたい、体験したい」とのことですが、表現上、特定の店や農園、施設をお願いすることが可能でしょうか。	このパンフレットは、長期間、多岐にわたり利用することが考えられ、また、市の観光プロモーションの核となるものなので、公共性や公益性により掲載する施設や事業所等の選定を行うこととなります。
4	実施要領別紙 1 7頁10行	(1)企画提案の内容の充実度に「新しい地域 資源」とありますが、甲州市として具体的に計 画しているものはありますか。	
5	仕様書 2頁1行	6. 仕様等について 「A4判 16頁 フルカラー印刷 中綴じ」について、予算内であれば増頁して提案することはよろしいでしょうか?	仕様書のとおりの提案を想定しています。
6	仕様書 2頁4行	7. 留意事項について「すべての著作権、所有権を委託者に譲渡する」とありますが、中小企業庁発行「官公需の手引」において、中小企業者に関する国等の契約の基本方針として以下の記載がありますが、内容の変更を検討していただく事は可能でしょうか?国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう務めるものとする。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。その際、契約にあたって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産の全部または一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。	きます。